

有機農業の取組拡大に向けた関係者との意見交換会開催要領

第1 趣旨

農林水産省では、「有機農業の推進に関する基本的な方針」（令和2年4月農林水産大臣決定）等において有機農業の取組に関する目標（例えば、有機農業の取組面積6.3万ha（2030年））を定め、その達成に向けて、各種施策を講じている。

今後、有機農業の更なる推進に向けて、有機農業の実態や課題を把握し、目標達成に向けた取組の方向性を検討するため、多様な有機農業関係者との意見交換会を開催するものとする。

第2 出席者

意見交換会は、農林水産省の求めに応じて、有機農業に関する生産者、民間指導団体、研究開発機関、流通事業者、加工事業者、輸出事業者、販売事業者、消費者団体、有機農業関係団体等が出席するものとする。

第3 開催及び運営の方法

- 1 意見交換会は、農林水産省が主催する。
- 2 意見交換会は、原則として非公開とする。
- 3 意見交換会の配布資料は、農林水産省ウェブサイトにて原則公開する。
- 4 意見交換会の議事概要は、意見交換会終了後、出席者の確認を得た上で農林水産省ウェブサイトに公開する。
- 5 この要領に定めるもののほか、意見交換会の運営に関し必要な事項は、事務局が定める。

第4 事務局

意見交換会に関する事務は、農林水産省農産局農産政策部農業環境対策課が行う。

附 則

この要領は、令和7年8月7日から施行する。